

東日本大震災等により被災した 中小企業の復興支援策について 2

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



先月号では、震災等により被災した中小企業の復興を資金面で応援するために各種の支援策を取りまとめた「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック Ver. 01」について説明させていただきました。今月号では、復旧・復興を目指す中小企業を税務面で支援するために4月27日に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震災特例法」といいます。）のうち中小企業に関係のある項目について説明させていただきます。

〔質問1〕

「震災特例法」のうち中小企業に関係のある項目はどのようなものでしょうか。

〔回答〕

「震災特例法」は、震災等により被災した中小企業が復旧・復興しようとするのを税務面で支援するために制定されました。下記では中小企業を支援するために制定された項目を説明させていただきます。

1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

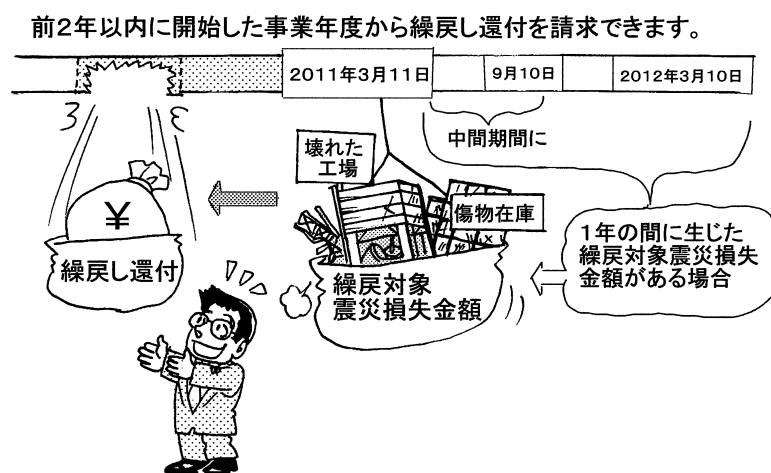
平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間（震災欠損事業年度）において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合には、その震災欠損事業年度開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について、繰戻し還付を請求することができることとされました。

繰戻対象震災損失金額とは、震災欠損事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます。なお、震災損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものについて生じた損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除きます。）の合計額をいいます。

この措置は、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間について適用されます。なお、還付請求書は確定申告書の提出と同時に提出することが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成23年3月11日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年6月30日までに提出した法人の還付請求書は、同年7月31日までに提出すればよいこととされています。

2. 仮決算の中間申告による所得税額の還付

平成23年3月11日から同年9月10日までの間に



終了する中間期間において震災損失金額がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される源泉所得税額でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（震災損失金額を限度）を還付することとされました。

この措置は、平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間について適用されます。

3. 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができることとされました。

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます。

① 被災代替資産

東日本大震災により滅失又は損壊した建物（その附属設備を含みます。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます。

② 被災区域内供用資産

取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。なお、被災区域と

は、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

（注）①及び②のいずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあっては貸付けの用に供したものを除きます。

4. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

(1) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間（対象期間）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができることとされました。

① 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え

譲渡資産は、被災区域である土地（土地の上に存する権利を含みます。）又はこれとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含みます。）若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得（建設を含みます。）がされた

ものです。買換資産は、国内にある土地又は国内にある事業の用に供される減価償却資産です。

② 被災区域外から被災区域内への買換え

譲渡資産は、被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限ります。）内にある土地、建物又は構築物です。買換資産は、被災区域である土地又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産です。

(2) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、上記1の〔譲渡資産〕の譲渡をした場合において、その譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、その譲渡資産に対応する買換資産の取得をする見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供する見込みであるときは、以下の算式により計算した金額をその譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）により経理した場合に限り、その経理した金額を損金の額に算入することができることとされました。

この措置は、平成23年3月11日から平成28年3

月31日までの間に譲渡資産を譲渡した場合に適用されます。

(3) 特定の資産を交換した場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、上記(1)の〔譲渡資産〕と〔買換資産〕との交換をした場合には、一定の要件の下で、特定の資産の買換えの場合の課税の特例又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例の制度が適用されます。

この措置は、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に交換を行った場合に適用されます。

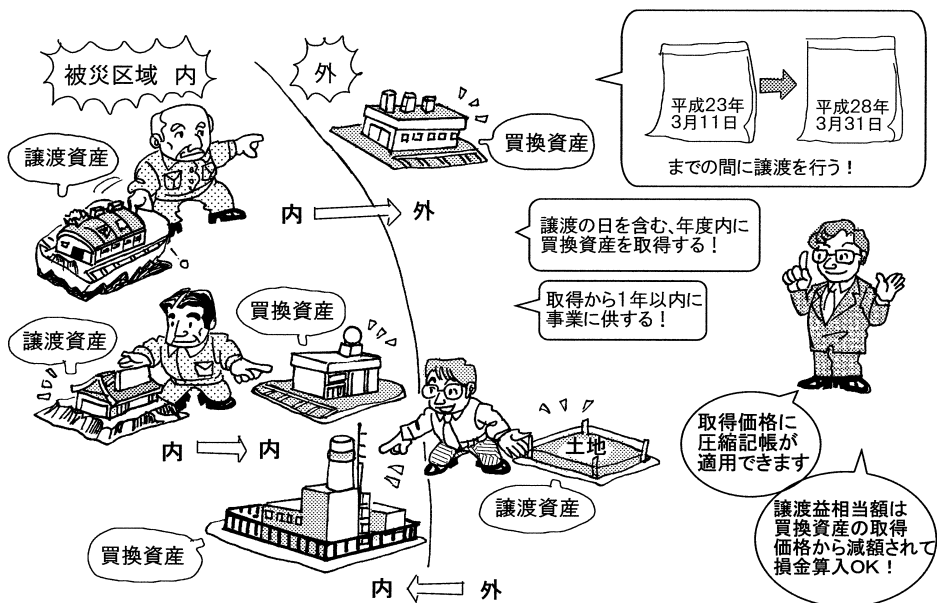
5. その他

(1) 代替資産の取得期間等の延長の特例

取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間（その末日が平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間にあるものに限ります。）内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を2年以内の範囲で延長することができることとされました。

(2) 中間申告書の提出に関する特例

東日本大震災に係る国税通則法の規定による



申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました。

6. 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例

(1) 東日本大震災で被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける場合には、勤労者は東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しであることにつき、その住所地の所轄税務署長に確認を申請し、当該税務署長が発行した確認した旨の書類を当該財産形成住宅（年金）貯蓄を受入れている金融機関の営業所等の長に提出したときには、その利子等について所得税は課さないこととされます。

勤労者の確認申請は、次に掲げる事項を記載した確認申請書に、③の事項を証する書類を添付して、勤労者の住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所並びに勤務先の名称及び所在地
- ② 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
- ③ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

④ その他参考となる事項

(2) 平成23年3月11日から平成23年4月26日までの間に東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しを行い、既に利子等に係る所得税を源泉徴収されている場合には、勤労者は、平成24年3月10日までに、住所地の所轄税務署長に還付の請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます。

勤労者の還付請求は、次に掲げる事項を記載した請求書に、④及び⑤に掲げる事項を証する書類を添付して、住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所
- ② 勤労者の勤務先の名称及び所在地
- ③ 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
- ④ 目的外払出しにより徴収された所得税の額及び徴収の年月日
- ⑤ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

⑥ その他参考となる事項

以上のように、「震災特例法」のうち中小企業に関係のある項目について説明させていただきました。今後も復旧・復興を目指す中小企業を支援するための措置が発表されましたら報告させていただきます。

